

「東京都犯罪被害者等支援条例案の概要」に対する意見募集結果

1. 意見募集期間

令和元年11月29日（金曜日）から12月20日（金曜日）まで

2. 募集結果

- ① 提出された方の総数：3通
 ② 提出された意見件数：17件（1通の中にある、御意見と考えられる部分を「意見件数」としてカウントしている。）
 ③ 意見の概要と意見に対する都の考え方

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
1	目的	責務の主体に、「区市町村」及び「弁護士会」を加えるべきである。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
2	目的	（3）の主語について、冒頭に「都は」を記載すべき、また、「犯罪被害者等を社会全体で支え、」を削除すべきである。	
3	定義	「二次的被害」という表現が随所に見られるが、例えば台風15号や19号の被害にまつわる報道では、「二次的災害」とは言わずに「二次災害」と表現している。何故、犯罪被害だけが、二次的被害と表現されるのか。犯罪被害者は、「二次被害」をばかす表現にするために二次的被害と言っているように感じる。	「二次的被害」あるいは「二次被害」については、各自治体の条例や関係機関ごとにそれぞれの使用がされていますが、国の「犯罪被害者等基本計画」において「二次的被害」とされているのに合わせ、「二次的被害」としています。なお、条例案の概要では、「I 目的・定義・基本理念」において、「二次的被害」の定義を明示しています。
4	定義	犯罪被害者の立ち直りのためには、いろいろな方策があるが、当事者同士の交流も大きなウエートを占めているため、「民間支援団体」の定義に、「犯罪被害当事者の団体」を含めてほしい。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
5	定義	「弁護士会」について規定をする際には、「弁護士会とは、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会をいう」と、弁護士会についての定義を規定してほしい。	
6	基本理念	（4）について、連携・協力の主体として、国、都、区市町村、民間支援団体に加え、「弁護士会」を記載すべきである。	
7	責務等	「区市町村」の役割を定めるべきである。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
8	責務等	「弁護士会」の役割を定めるべきである。	
9	支援計画	支援計画を策定する場合は、犯罪被害当事者の声はとても貴重であることから、検討委員には必ず複数名の犯罪被害当事者を入れることが必要である。	「支援計画の策定・変更にあたっては、あらかじめ都民等の意見を聴くこととする」とします。この「都民等」には、当事者、支援者、関係機関を含むと考えています。

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
10	財政上の措置	財政上の措置について、「措置を講ずるよう努めます。」ではなく「措置を講ずる」にすべきである。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
11	相談及び情報の提供等	事件後もある程度の期間、都の職員をカウンセラーのような形で派遣し、困っていることが無い等、被害者等の相談に乗ってあげるようにしてほしい。 (相談例) ・報道陣が集まっていて、買い物にも行けない。 ・現地(海外)に行きたいが、パスポート(ビザ)が無い、早期発給の手続きが判らない。 ・渡航費用が無い。航空券の購入方法が判らない。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
12	相談及び情報の提供等	相談及び情報の提供等については、公益社団法人被害者支援都民センターに任せっきりでなく、「都」に専門職員を複数配置して対応してほしい。 区市町村と連携する場合、連絡を受けた区市町村の担当者は、都職員の担当者からと民間団体の担当者では、受け取り方が違って来る。	
13	相談及び情報の提供等	法律相談又は弁護士紹介について記載すべきである。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
14	居住の安定	居住の安定については、事件等で自宅に住むことが困難になった被害者には、倍率の緩和などだけではなく、即都営住宅に入居できるようにしてほしい。	
15	経済的負担の軽減	経済的負担の軽減については、三重県が都道府県で初めて支援金(見舞金)を定めたが、東京都の財政からすれば困難なことではないと思う。 都から直接被害者に支出するとともに、区市町村が支出した場合には、その半額を補助する制度にして欲しい。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
16	経済的負担の軽減	海外犯罪被害者にも国から弔慰金が出るようになったが、上限二百万円である。これは国内の犯罪被害者給付金に比べてあまりにも少ないので、都からその差を少しでも埋めることを検討してほしい。	
17	全体	条例の名称は「東京都犯罪被害者等支援条例」ではなく「東京都犯罪被害者等基本条例」がふさわしい。 犯罪被害者は、哀れみの対象ではなく、犯罪被害者等基本法にもあるように、権利の主体である。このため、被害者支援の基本的なことを決めてあるという意味で、基本条例という名称がふさわしいため。	条例は、犯罪被害者等基本法第5条に基づき、国との役割分担を踏まえ、被害者支援に関し、都として実施すべき施策を規定するものであり、条例の名称は、条例に規定する内容を示すものとして「支援条例」としています。

(取りまとめ方法等)

- ・1通の中にある、御意見と考えられる部分を件数としてカウントしている。
- ・各御意見は、内容に最も近いと考えられる項目に分類している。
- ・御意見については、明らかな誤字・脱字等、掲載する際に一部表現の修正を行っている。